

# 幼児教育の無償化(施設型給付を受けない幼稚園)

## ○ 入園料・保育料 月額 2 万 5,700 円まで無償

- ・満 3 歳から 5 歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象。

※ 教材費、通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外。

(算定のイメージ)

入園料	保育料	無償化対象	実質負担額	※ 4 月入園の場合、入園料は年間在籍月数の 12 で割った数とする。
1 万円	1 万 4,000 円	2 万 4,000 円	0 円	
-	3 万円	2 万 5,700 円	4,300 円	

## ○ 預かり保育 月額 1 万 1,300 円まで無償

- ・共働き世帯の子供など保育の必要な 3 歳児から 5 歳児（小学校就学前）までの子供が対象。
- ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450 円×利用日数）

(算定のイメージ)

利用料	利用日数	上限額	無償化対象	実質負担額	※満 3 歳になった日から満 3 歳後最初の 3 月 31 日までの子は、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象（月額 1 万 6,300 円が上限） ※幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない (平日の預かり保育の提供時間数が 8 時間未満又は年間開所日数が 200 日未満) 場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。(月額 1 万 1,300 円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限)
4,000 円	10 日	4,500 円	4,000 円	0 円	
9,500 円	20 日	9,000 円	9,000 円	500 円	

**無償化の対象となるには、まずは、認定申請書の提出が必要です。**

認定申請書は 7 月中旬頃の配布を予定していますので、必要事項を記入の上、お通りの幼稚園（市町村）へご提出ください。

(問合せ先) 松本市役所こども部保育課保育担当 (東庁舎 2 階)

TEL: 0 2 6 3 - 3 3 - 9 8 5 6 FAX: 0 2 6 3 - 3 4 - 3 2 3 6